

平成 29 年

総務産経常任委員会会議録

平成 29 年 12 月 12 日

田 上 町 議 会

平成29年第6回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成29年12月12日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 今井幸代君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 椿一春君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 庶務防災係長 | 中野 貴行 |
| 総務課長 | 吉澤深雪 | 政策推進係長 | 渡辺 聡 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 小林 亨 |
| 書記 | 渡辺 真夜子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第 8号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第7号）の報告について
- 承認第 9号 専決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）の報告について
- 議案第44号 不動産の取得について
- 議案第48号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中
第1表 歳 入

第1表 歳出の内

2款 総務費（1項、5項）

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費

第2表 債務負担行為補正

議案第50号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について

請願第3号 町道坂田・湯川2号線（通学路）の融雪に関する請願について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 皆さん、おはようございます。今日は、本会議で付託されました総務産経委員会の審査をとということで行いたいと思います。

先週の水曜日に雪が降りまして、除雪車が出たわけですがけれども、今日は1週間ぶりぐらいの雪という感じですがけれども、先週の雪は本当の里雪のような感じで、上越とか長岡のほうに向かうと、雪はだんだんなくなってくるという感じで、新潟の秋葉区が特に多かったようでございますけれども、今日は一段と寒いようでございますので、皆さんインフルエンザもはやってきている兆候がありますし、手足口病それもまたはやっているようでございますので、皆さんには気をつけていただきたいというふうに思います。

今日の新聞で日本版DMOの記事が載っていましたがけれども、私たちの委員会として視察に行きました水上が地域DMOということで、本会議でも報告いたしましたけれども、少しこれ推移を見ながら、今回新潟県は雪国広域連携ということで長野と群馬の水上と栄村ですか、長野を含めた広域連携ということで取り組みが観光庁から、今日の新聞に載っていますけれども、また交付金も出るようでございますので、私たちが参考にしていきたいなというふうに思っております。

それでは、町長、ご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

本会議ご苦労さまでございました。一般質問、6人の方からいただきましたので、また今後の精査をしてそれに対していきたいと、こう思っているところであります。

本会議で承認、補正予算ですが、一般会計と特別会計の専決処分2件、それから補正予算で一般会計と特別会計の、その他2件で、計6件の案件を付託いたしましたので、慎重審議いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） なお、三條新聞のほうから傍聴の申し出がありましたので、これを許可してございますので、よろしく申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、一覧表にあるとおり、承認第8号 専決処分、承認第9号、同じく田上町水道事業会計補正予算の専決処分、それから議案第44号 不動産の取得について、議案第48号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第49号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定に

ついて、第50号の同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての今ほど話しありましたように6件でございますので、よろしく願います。

それでは、これより議事に入ります。

まず、承認第8号及び承認第9号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。それでは、承認第8号についての資料についてご説明させていただきます。

今ありましたとおり、承認第8号は専決処分の報告になりまして、29年度の一般会計補正予算（第7号）の報告であります。内容としましては、ページめくりまして議案書の3ページお開きください。歳入歳出それぞれ744万8,000円を追加するものであります。その内容としましては、10月22日執行の衆議院議員総選挙に伴う関連経費であります。歳入については議案書、詳しくは8ページからになりますが、県の支出金ということで選挙の関連の委託金、それから繰越金ということで受け入れられております。

続いて、歳出であります。9ページからになりますが、それぞれ選挙に伴う投票事務の関連経費、準備を含めましてお願いしたものであります。なお、説明欄にありますが、投票管理者19人ということでありますが、これについては当日投票所の8カ所、それから期日前投票は11日間ありましたので、それぞれ1日ごとに投票管理者を1人ずつ置いたということであります。投票立会人については、当日は投票所8カ所、1カ所当たり3人ずつ、それから期日前投票、11日間についてはそれぞれ毎日2人ずつ置いたというようなことであります。あと、職員の時間外勤務手当であります。当日投票所、それぞれ8カ所に5人ずつを配置し、あとは開票は40人体制で見込んで行いました。期日前についても11日間それぞれ夜なり土日、祭日等、時間外勤務手当、お願いしたものであります。

なお、今回新たな試みとしましては、10ページになりますが、最後に備品購入費ということで選挙事務用備品ということでありますが、70万6,000円、これは当日の投票受付システムというものを今回導入しました。ソフト関係の経費なのでありますが、これを行うことで今回各投票所の事務従事者を1人ずつ減らしたというようなことであります。今後は、このシステムを使って毎回選挙の執行で投票者の管理を進めるとともに、事務の効率化に努めていきたいというふうに考えております。

説明については以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。それでは、承認第9号 専

決処分（同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号））の報告につきまして説明させていただきます。

ページは13ページ、14ページになります。よろしいでしょうか。資本的支出の予定額に250万円を追加いたしましたものでございます。その内容は、下吉田地内における新築住宅の建築に伴い、配水管布設工事を早急に行う必要があったため、10月2日付でやむなく専決処分といたしましたものでございます。

それでは、詳細に説明させていただきます。14ページになります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備費、補正予算額250万円でございます。その内容は、工事請負費でございます。配水管布設工事として250万円追加をいたしましたものでございます。先ほども申し上げましたとおり、下吉田4区の中條菓子店付近に新築住宅により水道管をポリエチレンパイプ、パイ30ミリ、Lイコール41.1メートルを新設する費用でございます。なお、おかげさまで10月13日に発注いたしまして、既にこの工事は11月末に完了いたしましたものでございます。

以上、報告を終わります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 9ページなのですけれども、私これ総選挙の費用というのは全額国から来ているものだと思っていたのですけれども、一般財源94万8,000円、これというのはどういうところに使ったあれで、どういう理由で一般会計に使っているのかと、交付税算入ができているのかというところ、そこら辺ちょっとお聞かせください。

総務課長（吉澤深雪君） 国政選挙によりましては、それぞれ県を通じて国から交付されますが、交付額ということありますので、実際に終わって、最終的に精算してみないと決定というのがわからないあれで、とりあえずは仮に今見込めるということで650万円をお願いしたものでございます。それについては、必要なものを計画させていただきましたが、もちろん全て執行するわけではなくて、ある程度の実績見ながら最終的に一般財源の持ち出しもそれほど多くは、90万円は計上はしていますが、まだつかないというのがございまして、最終的に交付が確定したら、まずまた精算というような形で進めさせていただくというようなことであります。

以上であります。

11番（池井 豊君） これ専決でやったわけだと思います。とりあえず650万円を国に請求しておいて、後でまた精算するというので、その端数の部分を94万8,000円でとりあえず一般財源見ているということで、一般財源の持ち出しはなくなるかもしれないということではないのでしょうか。特別に説明欄に上がっている項目で国、県からに該当しないよう上げたから、そういうふうな一般財源も上げているというような考え方でよろしいのでしょうか。そこら辺もうちょっと詳しくお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 専決では上げさせていただきましたが、まだ全然幾ら交付されるかというのはわからない形で、幾らというか、おおよそのぐらいは来るのだという線が650万円、今までの経験からいくとこのぐらいはかたいたろうということであげさせていただきました。かたいというか、このぐらいい来るだろうということ。ただ、とりあえず必要な経費含めて執行させていただきました。最終的なものがかたまったら実績含めて、交付されたものとの差額はどうしても必要なものとなってくるものでございますから、そのような形です。そっくり一般財源の持ち出しがないということはまずないだろうと。多少はやはりどうしても出てくるなというふうに思っております。ただ、それはあくまでも必要な経費ということでお願いしたものでありますから、そういうふうな形であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 私も今の質問、何かわかったようなわからないような。今池井委員の質問は、何で一般財源がここに使われるのかということだと思うのですが、そこについてははっきり説明されていないように思うのですが。

副町長（小日向 至君） 基本的に、今までもそうなのですから、これあくまでも予算ですよ。やってみると645万円で終わるかもしれないです。そうすると、650万円来たうちの、ちょっと来た分余るなということもあるかもしれないし、今全体に744万8,000円の予算計上していますけれども、多分今総務課長が言っているのは、予定としてこういうふうに支出予定していますけれども、最終的にはこれ十分対応できる予算を見ているわけですから、650万円の内訳の中でおさまればベストという考え方。そうなりますと、一般財源を使わなくて済みますけれども、なかなかそういうわけにいかないから、若干余裕を見た形で予算計上しているということなのですから、おわかりになりましたでしょうか。そうすると、最終的には多分一般財源が10万円ぐらいで済むとか、20万円ぐらいで済むとかという形になっていくのであろうという、そういう形で予算を組んでいますよということで説明しているのですが。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 済みません。池井委員が聞いているのは、選挙は

全部国または県からの支出金で賄うものではないのですかと。一般財源は何で使うのですかと。その理由を教えてくださいということなのではないかなというふうに思います。

総務課長（吉澤深雪君） 単純に国から交付されるものは、最終的に選挙が終わってから、基準額ということで示されると。あくまでも上限がそういう意味では幾ら、各市町村で経費として執行したとしても上限額でもう抑えられているものですから、それ以上は交付されないということでもあります。そういうことなのでありますので、これ以上に、740万円以上にもしも交付金が決定するのであれば、当然それ全額いきますが、そうでなければその部分は町からの持ち出しということになります。

以上であります。

6番（椿 一春君） では、これに関連してなのですけども、国からの交付金等、その上限額が定められているということになれば、一つちょっと具体例が適正かどうかかわからないですけども、各8カ所に5人の職員を張りつけているという金額、予算が不足であれば4人にするとか、その予算内にまとめる、国から交付される上限額の中でやりくりするよというような考えはなかったのか、教えてください。

総務課長（吉澤深雪君） もちろん、実際に、では上限が幾らになるかというのがわかっていれば、それに合わせていくらでも組みようはあるのですが、それがわからないのですよね。まだ今も決定はされていませんので、これから最終的に決定したら、それに合わせるというか、やっとならわかるというような話なものですから、それはまずわからないと。わかっていれば、こんな苦労はないのですが。それで、こういうふうな形で、多少膨らませもあるのですが、膨らませというか、貴重なものということで対応させていただくということでもあります。

それで、投票所を例えばそれに合わせて職員を1人減らすことは可能かもしれませんが、その場合非常に今度リスクが多くなる。実際に適切な事務ができるかどうかというのは難しいものですから、簡単に交付額がこれだから、それに合わせて職員を減らすということはちょっと難しいのかな。やはり最低限必要な人数ということで対応しているつもりでありますので、今回も受付システムを導入することで各投票所1人減らしましたが、そのおかげで、こういう国政選挙でありますと、今までは保育士も応援をお願いしていたということでもあります。今回はそういう意味では1人減らしたことで、そこまでお願いしなくても済んだということでもあります。

以上です。

5番（今井幸代君） 今ほど話がありました受付システムなのですけども、投票に私

も行って、はっきり言って具体的にどういうふうに変ったのか、記憶も少し昔になってしまって、なかなか思い出せないのですけれども、具体的にどういうふうな、システムを導入することによってどういった事務が簡素化されたのか、ちょっと詳細に説明いただけるとありがたいなと思ひまして。

庶務防災係長（中野貴行君） 投票受付システムの内容ですけれども、今までは選挙で投票に来られる方が選挙権があるかどうかの確認を選挙人名簿という紙ベースでしていました。皆さんごらんになるとわかると思うのですけれども、一々開いて判こついで、名簿だけで判こついでやっていたのですけれども、今度それをこういうふうにはパソコンを持ち込みまして、そのシステムの中にあります選挙人のデータを、USBに入っているのですけれども、そのデータを、期日前投票されている方はわかると思うのですけれども、入場券、バーコードで読み込むと、その方が選挙人名簿に載っているかどうかの確認できるということで、投票所へ来られる方は待ち時間が少なくなります。あとは、判この押し間違いというのがないものですから、また正確性も担保できるということになりますし、あとは内輪なのですけれども、投票したかどうかというのは読み込みして、すぐわかりますので、後々投票率ですとか、年代別投票率出すときには早く正確に出せるという利点がありまして、そういうことに導入させていただいたシステムであります。

以上です。

5番（今井幸代君） ありがとうございます。

では、国政選挙だけではなくて、今後当町で行われる選挙に関してはこういった形で運用していける、今回この導入の経費だけで今後もいけるということでいいのですよね。

総務課長（吉澤深雪君） 今後も導入していきます。ただ、全くお金がかからないというわけではなくて、補修なりランニングコストは当然かかりますし、パソコンについてもこれは購入したのではなくて、各投票所1台ずつのものはレンタルさせて使わせてもらったと。もちろん通常使うようなパソコンを持っていくというのは非常に個人情報に関係というか、情報流出の関係ありますので、これ専用とその都度使わせてもらうことになっております。

5番（今井幸代君） ありがとうございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） その他ございますか。

それでは、ないようですので、承認第8号及び承認第9号につきましては、これで審議を終結いたします。

では、次に、議案第44号について議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長(吉澤深雪君) 議案第44号 不動産の取得についてであります。議案書は15ページになります。

初日に町長から提案いたしましたとおりに、本田上工業団地にプラントさんの進出申し込みがあったということで、今後工業団地の展望に一定のめどが立ったということから、今回土地開発公社が所有している土地を経営健全化のために取得させていただきたいということであり、面積は9,000平方メートルでありますし、取得金額は1億7,280万円であります。これについては、平方メートル単価は1万9,200円。これ全協で以前お話しした内容なのですが、1万9,200円。坪当たりに換算しますと約6万3,360円であります。

今回は、この不動産の取得ということで議決していただきたいものは、この条例によりまして財産の取得については予定価格が700万円以上で、土地の売買1件、5,000平方メートル以上のものについては議会の議決をいただいた上で取得していくというようなことからお願いするものであります。

説明については以上です。

総務課長(吉澤深雪君) 説明が終わりました。

この案件についてご質疑のある方。よろしいですか。

では、委員長から1点だけ確認です。残りの5,341平方メートルは、31年度ということによろしいですね。

総務課長(吉澤深雪君) 残りについては、またこれから、今この後道路等の関係がありますし、全体的な面積をまたもう一回測り直すというか、そういう関係があるものですから、面積がまだ確定していないというのものもあるものですから、またそれは時期を見て、予定としては先回お話ししたとおりに平成31年度に取得したいと思っております。ただ、それはまた公社等でいろいろ、ほかの企業の進出があればそれを見た上でまた再度というような試算等をした上で判断していきたいというふうに考えております。

以上であります。

総務課長(吉澤深雪君) その他、質問よろしいですか。

それでは、ほかにご質問ないようですので、議案第44号につきましては質疑を終了いたします。

次に、議案第48号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを

議題といたします。

総務課長（吉澤深雪君） 議案書については、21ページからになりますが、議案第48号田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

内容については、町長から提案したとおりであります。育児休業等に関する法律、現行の改正に伴いまして、臨時含めた非常勤職員の育児休業が最長2年間取得できることになったことから、その所要の改正を行うということですが、内容的に言いますと、なかなか条例を見ても大変わかりづらいのですが、要はお配りした資料ありますので、そちらをちょっとごらんいただきましたのであります。育児休業期間の延長ということでありまして、冒頭言いましたが、正職ではなく非常勤職員の話であります。現行の内容というのが今はこの条例においては、育児休業期間は臨時職員の場合は原則として子が1歳に達するまで。ただし保育所に入れないう等の場合に、例外的に1歳6カ月まで延長することができるということになっております。これを今回改正しまして、その下にあるとおりに、1歳6カ月に達した時点で保育所に入れないう等の場合に、本人が再度申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できるということで改正した内容であります。この形で2歳まで延長した場合は育児休業給付の支給期間を2歳まで延長することができる。育児休業給付というのは社会保険、健康保険で給付をする。そんなような内容であります。

説明については以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ただいまの案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

5番（今井幸代君） 今回のこの改正で、この資料に入っているように現行の課題ということで、これまでに当町における非常勤職員でこういったケースが実際にあったのかどうか、教えていただきたいなと思います。

総務課長（吉澤深雪君） 実際に非常勤職員で育児休業をとってありまして、1歳までということをご予定してありましたが、保育所に入れなかったとうようなことで延長の希望があって、1カ月から3カ月なり延長して現行、こういう形で延長したということはい最近ありました。ただ、2歳までというものはまだそこまではいってはおりませんが、もしあれとしては、係長から詳しく補足説明があります。お願いします。

庶務防災係長（中野貴行君） 過去の状況でありますけれども、総務課長申しましたとおり、ここ最近でしょうか、実際保育所に入れないうことで二、三カ月ぐらい

延長したということがありますが、1歳を超えてというそこまでという事例は今までありませんでした。1歳6カ月しかできないものですから。1人はその程度だと。その前にもう1件、2件ぐらいあったのではないかなと思うのですけれども、いずれにしろ二、三カ月程度におさまっているという状況にあります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

5番（今井幸代君） はい。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかご質疑ございますか。

それでは、質疑はないようでございますので、議案第48号につきましては質疑を終了いたします。

次に、議案第49号 一般会計補正予算、それから議案第50号 下水道事業特別会計補正予算、2件一括で説明をお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案第49号、ページは議案書の23ページからになります。29年度町の一般会計補正予算（第8号）ということでありまして、歳入歳出はそれぞれ8,275万7,000円追加するものであります。また、第2条としまして債務負担行為の補正、債務負担行為の変更は第2表、債務負担行為補正ということで上げられております。

ちょっと説明の順番が前後しますが、まず26ページをお開きください。第2表、債務負担行為の補正ということでありまして、県央土地開発公社田上町事務所長が本田上工業団地の造成事業を行う事業資金に対する債務の損失補償、13億6,000万円ということをお願いしておりましたが、不動産の取得でも説明しましたが、PLAN Tの進出に伴い、今後の工業団地についての将来展望が開けたということから、土地開発公社が買い受けるものを今回借り換えし、20年間ほど借り換えて、毎年償還していこうということでありまして、それに伴いまして期間を延長し、公社が借り換えて、毎年返済をしていこうということによって債務負担行為の補正をお願いする内容であります。第2表は以上であります。

ページめくりますが、29ページから歳入の説明に入らせていただきます。歳入ということでありまして、14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金ということで46万2,000円ではありますが、国保の保険基盤安定の決定に伴いまして、追加をとるという内容であります。

それから、2項国庫補助金、総務管理費補助金ということでありまして、社会保障・税番号整備システムの整備補助金ということで、説明欄にあります。これについてはマイナンバー関連で総務省から10分の10、システム改修費を受け入れると

いうものであります。

それから、15款県支出金については、1項1目1節社会福祉費負担金ということで143万3,000円の減額でございます。これについては国保、それから後期高齢者医療の保険基盤安定の決定に伴い、減額をするものであります。

その下の県補助金、農林水産業費の県補助金については、説明欄に機構集積協力金交付事業とありますが、後にまた歳出で詳しく説明させていただきますので、省略させていただきます。

ページめくりまして30ページになりますが、15款の3項委託金ということで、1目4節統計調査費委託金、交付決定に伴いまして住宅・土地統計調査単位区設定について追加で計上するものであります。

それから、18款の繰入金、特別会計繰入金ということで国民健康保険特別会計から繰り入れを行うということでありますが、これは28年度の事務費の実績に伴いまして精算ということで国保の会計から返還するものを受け入れるということであります。

その下の2項基金繰入金については、減債基金の繰入金ということで7,280万円、これについては本田上工業団地の不動産取得の取得財源ということで減債基金の取り崩しをさせていただくということであります。なお、28年度末で減債基金については5億4,973万5,000円、約5億5,000万円ほどありますが、取り崩すことで29年度末は4億7,700万円、約4億7,700万円ということで見込んでおります。

それから、19款繰越金ということで744万5,000円を受け入れさせていただきます。

歳入は以上であります。

歳出、31ページからになりますが、最初に2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ということで220万円お願いするものでありますが、これは説明欄にあるように社会保障・税番号制度システム、マイナンバー関連に伴いましてシステム整備を進めるということでお願いするものでございます。マイナンバーカードに旧姓を併記する、その対応のための改修費ということでお願いするものであります。

3目財産管理費については20万円ということで庁舎管理、修繕料でございます。庁舎も20年以上経過しまして、かなりいろいろあちこち傷みがあるものですから、100万円程度当初見ていたのですが、いろいろまた不具合がありまして、換気扇や空調、エアコンの関係とか、いろいろ修理の関係ありますので、20万円ほど追加お願いしたいということであります。

それから、9目広報費で57万2,000円ということでありますが、印刷製本費、きず

なの印刷関係で35万円ほど不足しているということ。それから、きずなを挟むバインダーなのでありますが、ここ数年ずっと広告業者のほうから提供を受けていたのですが、今回暮らしの便利帳ということで全戸配布させていただいたのですが、その関係でスポンサーの企業はみんなそちらに受け入れたものですから今年度というか30年度分についてはバインダーの提供はちょっと難しいというふうにあったものですから、新年度新春用のものを、今から用意しておかないとつくれないものですから、今回お願いしたいということでもあります。きずなの印刷については、今年特集のページもちょっと多かったというのもあるのですが、お恥ずかしい話になりますが、積算をちょっと担当のほうで誤ったということで、大分不足するものでありますから、大変申しわけありませんが、追加をお願いしたいということでもあります。

それから、10目少子化・定住対策費ということで170万円の追加なのでありますが、これは新婚・子育て世帯向け個人住宅の取得資金利子補給金、お家を新築して、建てる場合の借り入れの利子補給ということでお願いしておりましたが、17件分追加をお願いしたいということでもあります。26年度に対象者が9人、27年度も9人でありました。28年度、29年度、それぞれ毎年10件程度見ておったのですが、28年度は12件決定しております。それから、29年度は見込みとして、恐らく全員が申し込むのであれば25件ほど見込みができますので、28と29の差が17件ということで、今回上限であります10万円の17件でやるということでもあります。

1項総務管理費は以上でありまして飛ばしまして、32ページになります。32ページ、2款の5項統計調査費、2目経済統計調査費ということで住宅・土地統計調査単位区設定の交付決定に伴いましてそれぞれ追加の経費をお願いするものであります。

2款については、説明、以上になります。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

その下の33ページ下段からでございます。6款農林水産業費、1項農業費、4目水田農業構造改革対策事業費ということで60万8,000円の補正をお願いするものでございまして、歳入でも総務課長が申したとおりでございますけれども、こちらのほうでご説明申し上げます。いわゆる経営転換協力金、機構集積協力金と書いてございますけれども、要は農業をリタイアした方に対して給付するものでございまして、今年度より制度改正が行れますほか、国もお金がなくなったのでしょうか。以前28年度までは0.5ヘクタール未満30万円、0.5から2ヘクタールまでが50万円、2ヘクタ

ール以上70万円ということで、3段階というふうに分かれておったのですが、本年度29年度より10アール当たり、1反当たり2万5,000円、上限70万円という縛りが出ました。ですので、280アール、2町8反で上限になりますよということでございます。対象者は、清水沢、川の下、山田の3名の方でございまして、それぞれ72アール、96アール、75アールということで合計243アールに反当2万5,000円を掛けまして60万7,500円ということで今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、34ページ、6目の農地費でございまして、95万9,000円の補正をお願いするものでございまして、説明欄に農地一般事業、11節需用費、光熱水費とのついででございます。これについてはそちらに……今見えませんが、田上郷排水機場の電気料でございまして、4月、5月と6月ぐらいまでは45万円ほどで推移していたのですが、皆さんご承知のとおり7月に3回の水騒ぎがあったということで一気にその月だけで178万6,000円とはね上がりまして、今後の執行予定等を見た中で不足するであろう95万9,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、中段のところ、7款1項商工費、2目商工業振興費でございまして、7,289万3,000円という大変大きな金額の補正をお願いするものでございまして、説明欄の商工業振興事業でございまして、

17節の公有財産購入費ということで議案第44号でもご説明いたしましたけれども、本田上工業団地の土地取得費、9,000平米分でございまして、

19節の負担金補助及び交付金ということで工場設置奨励金9万3,000円でございまして。これについては、(株)柳生田製作所さんが償却資産が増えたために当初予算、当初予算は28年度分で見えていたのですが、それでも足りなくなったということで今回9万3,000円の補正をお願いするものでございます。それと、本田上工業団地用地取得助成金ということで、一括購入された方に1億円のプレゼントということでございまして、PLANT進出ということでその点がなくなりましたので、今回減額補正をさせていただくということでございまして、よろしく申し上げます。

以上です。

地域整備課長(土田 覚君) 続きましては、8款土木費、3項都市計画費、3目の下水道対策費でございまして、112万2,000円の追加をお願いするものでございまして。この内容につきましては、28節の繰出金、下水道事業特別会計の繰出金でございまして、よろしく申し上げます。

引き続きまして、1ページおはぐりください。議案第50号を説明させていただきます

ます。議案第50号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定については、歳入歳出それぞれ112万2,000円を追加するものでございます。その内容につきましては、処理場管理費における薬剤購入費の増額、汚水事業計画変更、都市計画変更認可等の事務に伴う職員の時間外手当の増額をお願いするものでございます。

それでは、説明させていただきます。3枚はぐっていただいて、42ページでございます。歳入でございますが、4款繰入金、1項繰入金、1目の繰入金ですが、112万2,000円をお願いするものでございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

それでは、歳出のほう説明させていただきます。歳出でございますが、1款総務費、2項維持管理費、2目処理場管理費でございます。補正額60万2,000円でございます。これは、先ほども言いましたが、11節の需用費において60万2,000円の追加をお願いするものでございます。この内容でございますが、処理場の汚泥処理機器に使用する高分子凝集剤が材料が足りなくなったため追加をお願いするものでございます。その高分子凝集剤とはコロイド溶液で粒子を凝集させ、沈殿を促すための添加物でございます。よろしくお願いいたします。

次に、2款1項1目の下水道事業費でございますが、52万円の補正をお願いするものでございまして、これは職員手当でございます。時間外手当でございます。先ほどもお話ししたとおり汚水事業の計画変更や都市計画法の変更認可作業の業務の増加に伴い時間外手当に不足が生じたため、今回52万円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、議案第49号及び50号の説明が終わりました。

それでは、ご質疑のある方、よろしくお願いいたします。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 7款商工費なのですが、本田上工業団地の購入に係る部分が予算計上されているのですが、役場のホームページに助成金1億円とか、土地の状態が今度変わるわけですから、そういう部分の修正も必要かと思われるのですが、こちらの予算はどうなっているのでしょうか。

総務課長（吉澤深雪君） ご指摘のとおりホームページ、今後修正が必要であります。ホームページの修正については、自庁でやっておりますので、特に追加の経費というものは必要ございませんので、よろしくお願いいたします。

総務産経常任副委員長（高取正人君） ホームページの画像というのですか、地図が入っているのですが、この地図のPLANTさん進出予定、柳生田さんが追加購入された部分、あと町道が今度工事で追加されるということなので、そういう部分を抜けた形で分譲可能の部分の地図が必要かと思っておりますので、そちらの修正はどうなりますか。

総務課長（吉澤深雪君） その修正の時期を見ながら、必要に応じて修正していきたいというふうに考えております。

以上であります。

総務産経常任副委員長（高取正人君） PLANTさん、もう決まったということなので、早急にやっぱり……

（決まっていますの声あり）

総務産経常任副委員長（高取正人君） まだ決まっていないのですか。でも1億円も今回もう取り下げるといふことなので……

（まだ議会通っていないねかねの声あり）

総務産経常任副委員長（高取正人君） 通っている。

（通っていないから、まだ変えられないんだよの声あり）

総務産経常任副委員長（高取正人君） まだ変えられないというのですが、購入とかもありますので、早急にそういうのをやっていただきたいと思っております。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） お客様というか、見られているのに、現状維持はしっかりやってほしいということですので、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 31ページの例の少子化対策なのですけれども、これをどう解釈したらいいのかということだけお聞かせください。

28年度は12件、29年度は25件という見込み、これは少子化対策、今までやってきたのが効果を生んできたというふうに見ていたらいいのか、それとも29年度だけ特異な現象だというふうに捉えているのか。これ30年度に向けてのまた予算編成にもいろいろかかわってくると思うのですけれども、担当としてはどういうふうに今後数字を見ているのかお聞かせください。

総務課長（吉澤深雪君） 担当課としては楽観的に考えたいところです。やはりこの制度の周知が浸透してきたのではないかとこのように希望を持っております。それ以外にも景気とか、いろんな面もあるのかなと、地価の関係とかの面もあるのですが、いわゆるこの制度自体が広まってきたのではないかなというふうに考えております。

また、先般であります、宅地造成とか、そういう関係で、実は金融機関のもとで三条のほうに、こういう子ども、定住化対策の関係でいろんなPRする場がありまして、そんなところに係長も行ってきて、なかなかいい感触を持っておりましたので、それらを含めて係長から補足説明があるかと思えます。お願いします。

政策推進係長（渡辺 聡君） 先月だったと思いますが、金融機関ろうきんさん主催なのですけれども、住宅業者さんを集めた中で、県央の各市町村の中で、少子化という話ではないのですけれども、例えば団地の造成ですとか、そういったところで住宅業者さんが販売するに当たって各市町村の制度的なもので有利なものがあれば、そのようなお話をもししていただけるのであればというようなお話がございましたので、私のほうでちょっと参加させていただきまして、今回の利子補給ですとか、例えばアパートの建設の補助事業ですとか、そういったものの制度の話、説明をさせていただきましたが、利子補給については参加されておられました業者さんからは非常にいい制度だねということでお話は受けて、非常に感触的にはよろしいような状況でした。一応そういったところで幅広く触れていただければということで参加はさせてきていただきましたので、以上報告ですが、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） そういうことではなくて、この9件、9件、12件、25件というふうに数字が出てきたわけですけれども、これに伴って実際に転入して住宅を得たとか、人口増加策にどういうふうに寄与したかという分析はできているかとかというところをお聞きしたいのですけれども。定住には非常に効果あったのは間違いないのですけれども、ほかから来るですとか、そういう人口増加策に対しての数字の検討はしているのかどうか、お聞かせください。

総務課長（吉澤深雪君） そこまで詳しい分析をしていなかったということですので、その辺またこれから検討したいと思えます。

11番（池井 豊君） では、ぜひ今度。

5番（今井幸代君） 今ほどの池井委員の質問と関連するのですけれども、新婚世帯の家賃支援事業等も今実証していますから、例えばそういった民間住宅家賃支援の補助を受けている方がこういった制度に今度、定住のほうに進められたとか、そういったこの新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給制度を利用された方がどういった方だったのかとか、それともアンケートだったりとか、そういったものはしっかりするべきだろうというふうに思っています。決算等でもそういった話はあったかと思えますし、どういった方が利用して、どういった事業からつながってきたとか、もともと町の方が利用していたケースもたくさんあると思えますし、消費

税増税もありますから、そういったところでの件数も増えてきているのだろうとは思いますが、その制度を使う方の背景はしっかり町のほうでも捉えていただきたいと思いますので、申請される方にアンケート等を依頼していくというのが確実なのだろうと思いますので、家賃支援等を含めて、そういった利用者の方のニーズ調査であったり、アンケートは確実に行っていただくように要望したいと思います。よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 要望ということでよろしいですか。

5番（今井幸代君） はい。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 意見ということで。では、踏まえてよろしく願いします。

そのほかよろしいですか。

それでは、ほかにございませんで、議案第49号、50号につきましては質疑を終了いたします。

付託されました案件6件につきましては、以上で終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

まず、承認第8号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり決しました。

次に、承認第9号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり決しました。

次に、議案第44号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり決しました。

次に、議案第48号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第49号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり決しました。
最後になります。議案第50号について討論に入ります。
ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

総務産経常任委員長（皆川忠志君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり決しました。

これで、町長提案の議案の審査は全て終了いたしました。請願の審査が残っておりますけれども、一旦休憩に入りたいと思います。

午前 9時55分 休憩

午前10時10分 再開

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 再開いたします。

それでは、これより請願第3号を議題といたします。

この件につきましては、関根一義議員、今井幸代議員が紹介議員になっておりますので、説明に関根議員から願います。

12番（関根一義君） それでは、本議会に請願が提出されまして、私と今井議員で紹介議員になっておりますので、代表いたしまして私のほうから請願の趣旨等について説明をさせていただきます。

請願者は、ここにも書いてありますように川之下区長、本間美一さんと、それから原ヶ崎区長、長谷川さん並びに関係する地区のPTAの代表の皆さんから提出されました。

この経過について若干話をさせていただきたいと思いますが、この件につきましては昨年来、関係する区長並びに関係者からいろんな意見が出されまして、昨年の段階においてもこの案件につきましては議論をしてきたところでありますけれども、今井議員が中心になりまして、執行側との意見のやりとりなどもやってまいりましたけれども、このたび請願の趣旨にもありますけれども、事柄として前進していないという受けとめなのではあるけれども、請願として正式にアクションを起こした

いというふうなことが言われまして、実は私のところにも請願者からお話がありました。並びに今井議員のところにも請願者からお話があったということになっております。

それでは、請願の趣旨等について説明させていただきたいと思います。懸案になっておりますけれども、表題にありますように町道坂田・湯川2号線の融雪に関する請願でございます。既に皆さん方は、状況については十分ご承知のとおりだと思いますけれども、実は川之下地区の川之下大橋から坂道の一番上までの間ですけれども、渡辺孝一さん宅の間の坂道でございますけれども、田上小学校あるいは田上中学校の通学路に指定されております。

冬期間になりますと、地形上非常に通学対策としては問題があるというふうな受けとめを地域の人たちはしているものでありまして、冬期間の消雪パイプの融雪がうまくいっていないということがありまして、子どもたちの通学に伴う諸問題が発生しておりますということでありまして、したがって、現在消雪パイプに使用している水は才歩川の川水を使用しているのですけれども、川水のために融雪効果が非常に低いということなどがありまして、いろんな諸問題を生み出しているというふうに言われております。

そこで、請願行為といたしましては、ここの融雪パイプに流す水について、井戸水で融雪をするようにしていただきたいのだというのが請願の中身でございます。昨年来いろいろ努力をいたしまして、冬場、降雪期、あるいは凍結が予想されるような、そういう状況のときは、区長が中心になりまして、融雪のスイッチを区長のところで入れたりして善処してきているということなのですけれども、ここにも書いてありますように、川水でやることについての限界があるということで、井戸を掘って井戸水で融雪をお願いしたいというのが趣旨であります。もちろん昨年来議論してまいりましたので、町の状況だとか町の見解だとか、それから融雪パイプの敷設に伴う町としての基本的な考え方等々については、請願者もそれなりに理解をしていますけれども、あえて請願というものが出てまいりましたので、ここで今皆さん方のご審議をお願いするということでありまして、よろしくお願いしたいと思います。

余り詳しい話はできませんでしたが、以上のような状況になっておりますので、請願に対する審議をよろしく願いたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

まず、今の説明の中を含めて質疑のある方ございますか。

6番（椿 一春君） 確かに井戸水だろうと、川の水だろうと、いずれ断水の状態になると凍りつくというのは一緒なのですが、これ大体年間どれぐらいかというのは聞いておられますでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 年間というのは。

6番（椿 一春君） 危険な状態となって、一旦は解けて、これ見ると常に凍っているような感じなのですけれども、凍りついて危険な状態というのは年間どれぐらいかとか、その辺のことわかったら。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） わかる範囲で説明。

12番（関根一義君） 年間どのような状況か、どのぐらいの頻度で発生しているのかということなのですけれども、そんなに多くはございません。私も状況は承知をしていますけれども。

降雪が多くなると、今機械除雪もやっているのですが、写真で示されているように、あそこは道幅も狭くて、もちろん昔の町道ですから、歩道也没有ありません。したがって、機械除雪をすると、道路が狭いところで除雪すると、両脇に雪が山になるというふうなことがまた発生するということと、それから寒いとき凍ってしまうので、凍ってしまうのが一番大変なのです。水を流しても凍ってしまうということなので。だから、凍る前に水を流すという対応をしてきているわけでありまして。そうすると、それなりに効果はあるのだけれども、本当に冷えたときには逆に凍ってしまって滑ってしまうというふうな状況になっているというふうなことで。冷え込みというのはそんなに回数多いということではないと思います。何か開いていますか。

5番（今井幸代君） いや、回数等は聞いていないのですけれども、やはりこの気温、私たちが生活している中で道路が凍るような日はやはり凍っているという、そういうぐらいの話だと思うのですけれども。

12番（関根一義君） そこまで聞いていません。把握していませんので。申しわけありませんが。

11番（池井 豊君） 私もついこの間消雪パイプの問題で苦情を受け付けまして、松場の真ん中のところが通学路なのに水の出が悪い、どうなっているのだという話で地域整備課に聞いたら、要は水量がないという話で、もうどうにもならないと。実際にうちの前の坂だって、神田酒屋さんの前の通りだって川水なのです。多分ここで消雪パイプつくったときも井戸水やりたかったのだろうけれども、多分地下水の水量が足りなくて、やむを得ず川水にしたのだろうと思われるのですけれども、そう

いうことは請願者にご存じなのではないでしょうか。うち前の坂も前は通学路なので、確かにマイナスとかになればうちの前の坂も、やっぱり凍るのだよね。この同じ状況になっていること、ご存じなのかどうか。請願者の気持ち、どうなのか、ちょっとお聞かせください。

12番（関根一義君） 請願者は、過去の経緯だとか、そういうものについては承知しています。町の方針だとか地形上の問題だとか過去の経緯だとか、そういうものも承知しておられます。おられますけれども、何とか安全対策上の前進を図りたいというのが本音のようでございますけれども、そういうものを承知しながらも、この状況を改善するためには井戸水を、井戸を掘る以外に対応策がないのだというふうなことでは考えているようであります。

11番（池井 豊君） 熊倉委員、事情知っているだろうか。きっとだめだったのだろう。
総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明員も町の事情とか、こういうところは十分理解した上で請願をしているという理解ですね。

12番（関根一義君） 私はそれは承知しております。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 承知しているのですね。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 右側の写真と左側の写真、撮影日時が違うということで右側のほう、一番左側は幅員がこれ6メートル以上、2車線道路ということみたいですが、右側のほうに行きますと、ほとんど1車線という形で幅員6メートル未満で、外側線も引かれていないような道路かと思われます。中段の右側で、実際歩道除雪をやっているということなのですが、現行、歩道除雪をしていて、路肩に雪があって、この除雪機ではやっぱり凍った道路は除雪できませんというような、そういうことで消雪パイプの温水で融雪をしたいということかと思われるのですが、ちょっと斜面が北向きで日の当たらない道路ですので、どうしても解けないということだと思っております。消雪パイプの水がないということなので、周辺にも井戸を掘る箇所がないという話がありますので、やっぱりもうちょっとほかの方法を考えたほうがいいのではないかと思っておりますが、そういう形は、何かほかの方法というのは考えていられますか。

12番（関根一義君） 私たちのほうでほかの方法はどうだというようなところまで議論はしていません。ということは、今現状の状況を何とか是正したいというのが請願趣旨ですから、そこまでは、こういう方法でどうなのだとすることは議論していませんけれども、請願者と議論したのは、問題は子供たちの通学の安全対策でしょうということの議論はしてきています。ですから、請願者の皆さんもそういうことな

のですと。井戸でなければ絶対だめだというふうな、そういう言い方ではなくて、子どもたちの通学の安全対策について、もっときちんと受けとめていただきたいのだというのが本音のようでありますけれども、それはあくまでも本音の話でありまして、請願としては井戸水での要するに融雪をなささいという請願でございますけれども、今高取委員のほうからそういう質問がございましたので、請願者も私たちもそういう中身についても踏み込んだ議論はしてきていますけれども、具体論を出してやっているということではございません。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） よろしいですか。

総務産経常任副委員長（高取正人君） はい。

8番（熊倉正治君） 私が言うのは言いわけみたいな話に、全部わかりますから、請願者もそれなりに理解した上で出しているということなので、私の考えはどっちつかずみたいにはなるとは思いますが、いっぱいあるのですね、こういうところ。湯田上の樺太屋のあの通りも、あれも山田川改修で黙って町は川水上げていたものを改修によってそれはだめだよと言われたのだけれども、川の改修が終わった時点でいろいろお願いをして、またしかるべき方法で川水を上げるようにして今は直してあります。でもそれも川の水です。

それで、川之下のここも才歩川改修でいろいろ問題があって、これもあの当時はだめだよと言われていたのを、井戸水の確保ができないからどうしてもやっぱり現状才歩川の水をとということで、それも町は大分苦勞して、何とか川水を今も上げるようにはしてありますけれども、残念ながら川水で温度が低いということもあって、温度が下がれば消雪の効果が余らないというのが実態だと思いますし、請願者の皆さんが言っているのも私は十分理解をできますが、逆に言えば今度、では川水でも消えないかもしれないけれども、そういうふうにしてもらっているところあるけれども、うちはどうなのだと。そんなの消パイなんてつけてくれと言っても、だって町の方針は、新しい井戸はもうだめですよと。更新は認めているみたいで。どこでしたか、この間、掘り直したところもありますけれども、ほとんどが新規の井戸掘りはもう認めないという一点張りですから、なかなか難しい問題だろうとは思いますが、メーター10万円とかと言っていますから、100メーター近く掘っているみたいだね、一般的には、100メーターまではいかないけれども、だけれども、1,000万円は井戸にかかる。あとは、配管で延長がどのぐらいになるかによっても2,000万円、3,000万円になっていくというような話なのだそうですけれども、町の方針は新たな井戸は掘らないと。掘り直すのは認めているみたいですけれども。

やっぱりその辺が今回のこの請願の場合は、子どもたちの安全ということになると、どこもみんなそういうのでしょうけれども。ちょっとこう言われると、うんとは思いますが、なかなか悩ましい請願だなというふうにはずっと見ていましたので、皆さんと議論の中でどういう取り扱いにすればいいのかというのは、はっきり申し上げて不採択ということはないのかなと思いますが、その辺ですね。

5番（今井幸代君） 私も紹介議員の一人として、説明員を先輩の関根議員からしていただいておりますけれども、今ほど様々な議論をいただいておりますけれども、請願者もこういった町の、今ほど熊倉委員おっしゃられていた、まずは井戸水の確保が現地ではできないということも十分承知をしておりますし、井戸の新設に関しては一切今はしていないという町の現状や方針も理解をしています。ただ、問題意識としてあるのは、子どもたちの通学路の安全確保をしっかりと町のほうで検討していただきたい。町の現在の消雪パイプに関する考え方は理解はしている。でも子どもたちの安全確保もしっかりと検討していただきたい。対策をしっかり講じていただきたい。そういった思いからきている請願であります。

今ほど説明員で説明をしていただいております関根議員が本音の部分はそこだというふうにおっしゃられているとおりののですけれども、そういった意味で十分に趣旨は皆さんご理解をいただけるものかなというふうに思っておりますので、そういった趣旨にご賛同をいただきながら、ぜひ消雪パイプだけではなくて、実際に今地区のほうで小型の除雪機をお持ちの方がいらっしゃるの、そういった方に除雪をお願いをしている。あとは、スイッチの切り替え等を区長のほうで担当しているそうですけれども、そういったときの、例えばスイッチは地区のほうに任せるのであれば、誰が担当して、誰にお願いをしていくのか。それで、町との体制をしっかりと協議をしていったりですとか、例えば今後、ここの地域だけではなくて、生活道路における融雪に課題を持つ場所は非常にたくさんありますので、例えば除雪に関する有償のボランティア制度等をつくっていくとか、何かしら町の、この地区に関しては子どもたちの安全対策が前進できるような策を町としてもきちんとこれ検討していただきたいという、そういった思いが非常に強い、それが本音の部分のところになっていきますので、その辺をぜひ皆さんからご理解いただいて、趣旨等もご賛同いただきたいなというふうに思っています。これは、私の意見になりますので、よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

質疑の中というよりは、中身がもう討論に入っているようでございますけれども、

皆さんのご意見をまとめると、趣旨は理解できるけれども、确实採択というのは難しいにしても趣旨については委員の方のご意見を聞くと、皆さん理解をできると。ただ、採択ということになると、もうそれ以上進まないという部分がございますので、一歩でも進めたいということだろうなというふうに思います。

委員長とすると、ただいまの意見を総合的に踏まえて趣旨採択ということでしたいと思いますが、皆さんのご意見、よろしいでしょうか。

12番（関根一義君） 今委員長のほうから、皆さん全体の意見を踏まえまして趣旨採択という、そういう話がありましたけれども、本音のところも私も前、議運でこの審査の過程で話をさせてもらいましたから、十分理解をしています。したがって、請願者の気持ちを踏まえると、私は委員会で趣旨採択をするに当たって子どもたちの通学の安全対策はきちんと執行側も検討しなさいというふうな附帯をつけていただければ非常にありがたいというふうに思っていますので、そういう意見につきまして議論いただければ幸いです。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 委員長としては受けとめておきます。本会議の場では、今ほどの議論を踏まえて本会議でご報告したいというふうに思います。一任していただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

（はいの声あり）

6番（椿 一春君） 討論はしないのですか。

11番（池井 豊君） いや、あなた反対なのか。何かあるのか。

6番（椿 一春君） いや、反対ではないですけども、質問が終わって討論でということでないのでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） もう討論に入っていると理解して。

6番（椿 一春君） では、もう一言。

この撮影の現場で最初凍りついたのが1月15日で、あと融雪剤とかいろいろ地区の方が苦勞されて、27日で状況が大分緩和されているのですけれども、今融雪剤、歩道が凍りそうなきはもう融雪剤まくのであって、機械除雪であれば水が来ないので、有効な融雪剤なのですけれども、かえって消雪でやるよりは、凍りそうなき融雪剤をまいて処理したり、その処理の方法をちょっと考えたほうが、より児童の安全性が改善ができるのかなと思うので、歩道の除雪においてもこの地域の方がやっているのですけれども、大型のショベルカーで削れば、手際よくできるので、その辺の安全確保のための施策をもっともっと別の方法で検討したほうがいいかなというふうに私は思っております。

以上ですが。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 意見として承ります。

8番（熊倉正治君） 趣旨採択ということで報告はあれするけれども、文言として残さないのか、附帯決議というか何か……

5番（今井幸代君） それは、やっぱり残していただいたほうが……

8番（熊倉正治君） 局長、その辺どうなるのか。余りつけられないのだ。書かれないのだ。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ここの中には書けないですよ。

11番（池井 豊君） 委員長報告の中に入れるしかないか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 要するに委員長報告の中に入れるしかないですよ。

12番（関根一義君） だから、本会議の委員長報告のところで、趣旨採択に当たってこういう意見が出たと。これについては、執行側に委員会として求めたいというふうに報告してもらえれば、それでよろしいのではないか。

8番（熊倉正治君） では、そういう確認であればいいと思います。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そういうことで、冒頭申し上げた次にこのような意見が出たと報告したいと思います。

では、本委員会は請願第3号については趣旨採択ということに決しました。

以上で請願第3号の審査はこれで終わりたいと思います。

では、委員長のほうに本会議の際の報告については一任願いたいと思います。よろしくお願いします。

以上で散会いたします。

午前10時35分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成29年12月12日

総務産経常任委員長 皆 川 忠 志